

# 三島市立沢地小学校いじめ防止等の基本方針

平成26年6月30日策定  
令和4年4月1日改訂

## 1 いじめに対する本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、起きた場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

### (1) いじめ問題に取り組むための組織

#### ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、いじめ問題担当、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定期の委員会は、6月、10月、1月に開催する（年3回）。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。

#### (イ) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証

- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・その他いじめ防止に関わること

イ 「はばたき指導部会」

- ・各学年の生徒指導担当者の集まったはばたき指導部会（2か月に1回）の中で、生徒の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

ウ 「生徒指導情報交換」

- ・職員会議の中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

エ 「沢地小学校地域いじめ防止対策委員会」※実態に応じて設置。保護者や地域との連携の場

- ・いじめ防止に地域で取り組むため、学校や学校運営協議会委員等による「沢地小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、第1回・第3回学校運営協議会の中で開催し、必要に応じて、招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・教員一人一公開授業
- ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方、  
学びの達人

(イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・他学年との交流行事を実施し、豊かな人間関係を築く。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) いじめゼロ運動

児童会の呼びかけで、平成25年度に児童が設定した「沢地っ子いじめ0宣言」に沿った運動をする。

(イ) いじめ防止集会

児童が主体となり、いじめゼロに向けた集会を企画運営する。

(ウ) 人間関係づくり

人間関係づくりプログラムを実施したり、必要に応じてエンカウンタータイムを設定したり、児童会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。

(エ) 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

(オ) 人権教育・ユニバーサルデザイン化の着実な推進

- ・人権教育全体計画に基づいて全校体制で取り組む。
- ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した環境作りを行う。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

ア いじめの早期発見に努める

- (ア) 全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- (イ) 定期的に実施する学年部会や指導部会等で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。
- (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (エ) 「心のアンケート」<年3回>、「子供相談期間」<年3回>を通して、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下の教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- (オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 「はばたき指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

### 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
  - ・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
  - ・関係者の個人情報に十分配慮する。
  - ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### 4 その他

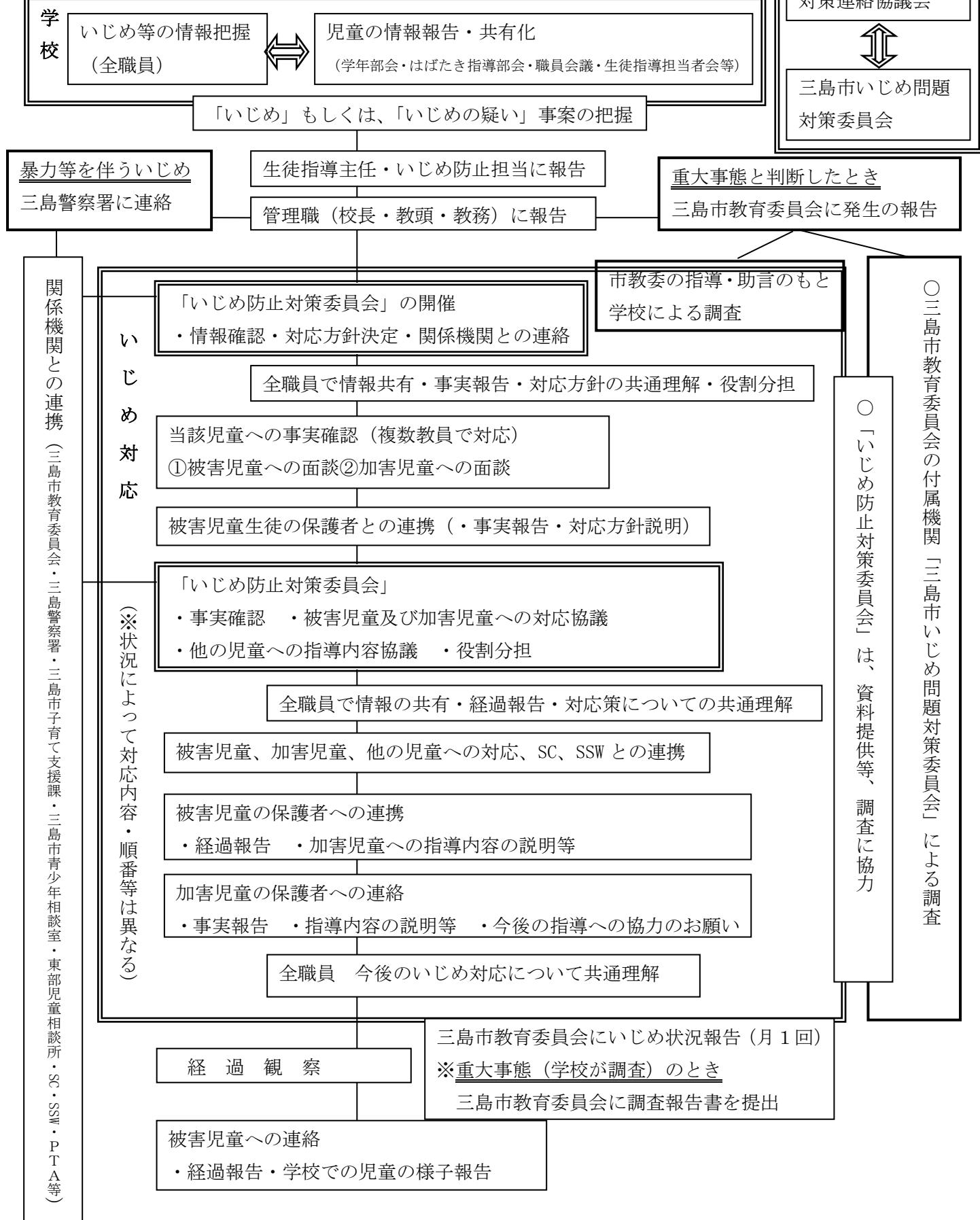
#### (1) いじめ基本方針の取組評価

学校評価アンケートの結果や、学校運営協議会委員の意見等をもとに、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) いじめ対応の流れ（別添）
- (4) いじめ対策の年間計画（別添）
- (5) 関係機関と相談窓口（別添）

別紙

沢地小 いじめ対応の流れ



※該当児童への面談等の記録(担任等)

※事案への対応記録、いじめ防止対策委員会の協議内容等記録(生徒指導主任・いじめ防止担当)

# いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	生徒指導主任 校長 全職員 担任・学年・全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策等基本方針の確認</li> <li>・PTA総会（学校いじめ基本方針の周知）</li> <li>・関係機関担当者の把握</li> <li>・懇談会後の情報交換</li> </ul>
5	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供を知る会</li> </ul>
6	すこやか指導部 担任・学年・全職員 いじめ防止対策委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート①</li> <li>・子供相談期間①</li> <li>・いじめ防止対策委員会①</li> </ul>
7	担任・学年・全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（保護者との個別面談）</li> </ul>
8	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の子供の表れ</li> <li>・夏季休業後の子供の行動観察</li> </ul>
9	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の行動観察</li> </ul>
10	全校・学年 すこやか指導部 担任・学年・全職員 いじめ防止対策委員 すこやか指導部・全校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止集会</li> <li>・心のアンケート②</li> <li>・子供相談期間②</li> <li>・いじめ防止対策委員会②</li> <li>・沢地カーニバル</li> </ul>
11	全教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの行動観察</li> </ul>
12	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季休暇前までの取組の反省と今後</li> </ul>
1	教務主任 すこやか指導部 担任・学年・全職員 いじめ防止対策委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価</li> <li>・心のアンケート③</li> <li>・子供相談期間③</li> <li>・いじめ防止対策委員会③</li> </ul>
2	全職員 いじめ防止対策委員会・すこやか指導部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正</li> <li>・来年度に向けていじめ対策基本方針の見直し</li> </ul>
3	担任・学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度への引き継ぎ</li> </ul>
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間を通した「いじめゼロ運動」の実施</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動）</li> <li>・すこやか指導部会での情報交換、集約</li> <li>・職員会議での児童についての情報交換</li> <li>・月例報告（問題行動、不登校、いじめ）</li> <li>・生徒指導会議</li> </ul>

## 学校・家庭・地域等での悩み

# 子ども・保護者の教育相談窓口等

### 【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

### 【三島市立小中学校】

東 小 : 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小 : 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中 : 975-0980
南 小 : 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中 : 986-0684
北 小 : 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小 : 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

### 【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番(法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談(三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンタ 一三島分室(三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055- 981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話(東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口(悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能

### 【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/">http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/</a>
携帯サイト	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/">http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/</a>